

漁業系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－４ 水協法等に係る事務処理 Ⅲ－４－８ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性 Ⅲ－４－８－４ 開示に当たっての留意事項 Ⅲ－４－８－４－３ 自己資本の充実の状況等の開示 （１）一般的な留意事項 <u>パーゼルⅡ</u>第３の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第１の柱（最低所要自己資本比率）及び第２の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成19年３月23日金融庁・農林水産省告示第５号）の趣旨に従って適切に実施される必要がある。また、組合は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。 ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで組合の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。	Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－４ 水協法等に係る事務処理 Ⅲ－４－８ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性 Ⅲ－４－８－４ 開示に当たっての留意事項 Ⅲ－４－８－４－３ 自己資本の充実の状況等の開示 （１）一般的な留意事項 <u>自己資本比率規制</u>の第３の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第１の柱（最低所要自己資本比率）及び第２の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成19年３月23日金融庁・農林水産省告示第５号）の趣旨に従って適切に実施される必要がある。また、組合は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。 ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで組合の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。

漁業系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(2) 定性的な開示事項 (新設)	(2) 定性的な開示事項 ① 「連結の範囲に関する次に掲げる事項」について イ. 「自己資本比率告示第11条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき連結の範囲（会計連結範囲）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因」には、以下の内容が記載されているか。 ・ B I S 告示第11 条の規定に従った場合と連結財務諸表規則に基づく場合の連結の範囲及び方法の違い（例えば、連結、持分法適用、比例連結等） ・ 連結の範囲及び方法の違いが生じた原因 ロ. 「連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容」には、同じ取扱いを受けるものの区分ごとに、それらの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容が、一覧表示等の方法により適切に記載されているか。 ② 「自己資本調達手段の概要」には、B I S 告示第 2 条又は第10条の算式における「自己資本の額」にその発行額の全部又は一部が含まれる自己資本調達手段（経過措置により自己資本の額に含まれる適格旧資本調達手段を含む。）に係る以下の情報を記載しているか。 ・ 発行主体 ・ 資本調達手段の種類
(新設)	

漁業系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
①～⑦ (略) (3) (略) (以下略)	<u>・コア資本に係る基礎項目の額に算入された額</u> <u>(以下は該当する場合に記載)</u> <u>・配当率又は利率（公表されている場合）</u> <u>・償還期限がある場合は、その旨及び日付</u> <u>・一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要（初回償還可能日、償還金額、対象となる事由等）</u> <u>・他の種類の資本調達手段への転換に係る特約がある場合は、その概要</u> <u>・元本の削減に係る特約がある場合は、その概要</u> <u>・配当等停止条項がある場合は、その旨並びに停止した未払の配当又は利息に係る累積の有無</u> <u>・ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約がある場合は、その概要</u> ③～⑨ (略) (3) (略) (以下略)